

事 務 連 絡
令和 7 年 1 1 月 5 日

各 都 道 府 県 防 災 担 当 主 管 課
各都道府県教育委員会施設主管課
御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官（施設防災担当）

災害時の避難所としての公立学校の活用について

避難所の指定等については、各都道府県防災担当部局等に対し、『指定避難所等の指定状況等の調査』の結果と今後の対応について（通知）（令和 7 年 1 月 23 日府政防第 408 号）により、「避難生活の良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和 6 年 12 月改定）」等に基づき、避難所における良好な生活環境を確保すること、その際、当該指針においてスフィア基準（1 人当たり最低 3.5 m²）に沿った十分な避難者の生活スペースの確保等が求められており、想定される避難者数を勘案した上で、指定避難所や協定・届出避難所の一層の指定に取り組んでいただきたいこと等についてお願いしてきたところです。

また、文部科学省が実施した「避難所となる公立学校施設の防災機能に関する調査」（令和 6 年 11 月 1 日時点）では、全国の公立学校のうち 91.7%（小中学校 94.9%、高等学校 79.6%、特別支援学校 52.5%）が避難所に指定され、地域の避難所として重要な役割を果たしており、避難所となる学校施設の防災機能の強化について、各都道府県教育委員会等に対し、「避難所となる学校施設の防災機能強化の推進について」（令和 7 年 6 月 25 日付 7 文科施第 235 号）等により、その推進をお願いしてきたところです。

については、自然災害の激甚化・頻発化に伴い長期化する避難生活に関して、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害を想定した想定避難者数に対応するため、防災担当部局と教育委員会等の緊密な協力体制のもと、想定される災害に対する安全性も勘案した上で避難所指定されていない公立学校を活用すること等、指定避難所等の必要数が確保できるよう、必要な検討をお願いします。

都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会におかれては、上記の趣旨を踏まえ、市区町村防災担当部局から公立学校を指定避難所として指定すること等について相談があった場合には、適切に対応いただくようお願いします。

本件について、各都道府県防災担当部局におかれましては、域内の市区町村防災担当部局に対し、各都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会に対して、周知いただくよう併せてお願いします。

<本件連絡先>

○指定避難所・指定福祉避難所の指定に関すること
内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（生活環境担当）付
TEL：03-3501-5693（直通）

○学校施設の防災機能強化に関すること
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部
参事官（施設防災担当）付防災推進係
TEL：03-5253-4111（内線：2235、4038）